# 介護保険料軽減の対象に該当しませんか

市は、本年度も独自に、第1号被保険者(満65歳以上)の介護保険料の軽減を行います。 保険料の段階が第3段階の方で、下記の要件に該当する方は、保険料の軽減の対象となります。また、 課税年金収入がない第3段階の方は、所得の申告をすることで、第2段階に該当する場合があります。

### 世帯全員の収入総額は

単身世帯130万円以下

- 2人世帯190万円以下
- 3人世帯250万円以下 4人世帯310万円以下

## 世帯全員の預貯金総額は

150 万円以下

300万円以下

### 不動産の状況は

居住用の土地 および家屋以 外に活用でき る不動産を所 有していない 保険料を 年額 11,400円 軽減

## 該当する方は 申請を

#### ○申請に必要なものは

●本人の印鑑

- 平成19年中(1月~12月)の世帯全員の収入がわかるもの (年金の支払通知、所得税の源泉徴収票、確定申告書などの写し)
- ●世帯全員の全ての預貯金通帳またはその写し
- ●平成20年度介護保険料納入(付)通知書(7月中旬発送予定)
- ○申請の手続きは

7月23日(水)から市高齢・介護室、北村・栗沢支所保健福祉課で

○軽減の決定通知は

申請した月の翌月に軽減の決定内容(非該当も含む)をお知らせします 問合先 市高齢・介護室介護保険係

# 後期高齢者医療(長寿医療)制度のお知らせ

後期高齢者医療(長寿医療)被保険者の皆さんへ、平成19年中の収入をもとに計算した、平成20年度の保険料額を通知します。

## ▶年金から保険料が差し引かれている(特別徴収されている)方

4月に仮徴収額決定通知書を送付し、4・6・8月に特別徴収する保険料をお知らせしましたが、今回送付する保険料額決定通知書では、10・12月と平成21年2月の年金から差し引かれる保険料をお知らせします。

H18 年よりも H19 年の収入が増えた方	4・6・8 月の仮徴収額よりも、10・12 月と平成 21 年 2 月の保険料が増える場合があり、納付書での納付に変更となることがあります
H18年とH19年で 収入が変わらない方	4・6・8 月の仮徴収額とほぼ同額を納めます
H18 年よりも H19 年の収入が減った方	4・6・8 月の仮徴収額よりも、10・12 月と平成 21 年 2 月の保険料が減る場合があり、仮徴収額のみで納付が終了となる場合があります

## ▶年金から保険料が差し引かれていない方(納付書を送付します)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付書で納める方				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
10月から特別徴収になる方				1期	2期	3期	特別徴収 4期		特別徴収 5期		特別徴収 6期	

現在国では、新たな軽減措置や経過措置などを検討しています。
今後、保険料や納め方など、変更があった場合は、改めてお知らせします。

問合先 市高齢・介護室医療給付係